

重要

○

- ・ **令和4年分**の源泉徴収票を提出してください

※ 紛失してしまった場合や確定申告で原本を提出し手元がない場合は、勤務先に再発行の依頼をしてください。



- ※ 給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収額 決定・変更通知書 (提出不可)

(これは源泉徴収票でも所得課税証明書でもありません)

[illegible]

○3月16日以降に所得税の確定申告書等を提出された場合、この通知書に反映されていないことがあります。ここからゆっくりはがしてください。